

事 務 連 絡  
令 和 8 年 6 月 9 日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

水泳等の事故防止について（周知のお願い）

平素より、生活衛生対策の推進に御配慮・御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

遊泳用プールの衛生水準の確保については、「遊泳用プールの衛生基準について」（平成 19 年 5 月 28 日付け健発第 0528003 号厚生労働省健康局長通知）を踏まえて御指導いただいていたところです。

スポーツ庁健康スポーツ課長から、水泳等の事故防止について、令和 8 年 5 月 1 日付けの通知（別紙）が発出されたところであり、今夏における水泳等の事故防止のため、プールの安全確保に係る考え方が示されておりますので、遊泳用プールの関係者に対して、御周知いただきますようお願いいたします。

（参考）

プールの安全標準指針（平成 19 年 3 月 文部科学省・国土交通省策定）

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/boushi/\\_\\_\\_icsFiles/afieldfile/2011/05/26/1306538\\_01\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/boushi/___icsFiles/afieldfile/2011/05/26/1306538_01_1.pdf)